

アイコンの見方

日 日時・期間 場 場所 内 内容 対 対象 料 料金・費用（記載のないものは無料）
定 定員 講 講師 主 主催 共 共催 備 備考 持 持ち物 申 申込方法 期 期限
問 問合・申込先 休 休日・休館日 図 メール FAX ファクス HP ホームページ

「9月の集団健診」予約受付開始

9月は、年1回だけの夜間健診があります。
日 9月24日(水)、25日(木)、26日(金)、27日(土)、29日(月)、10月1日(水)
◇受付時間 午前8時45分～10時15分
午後0時45分～2時15分(30分ごと)
◆夜間健診日 9月30日(火)
◇受付時間 午後3時45分～7時15分(30分ごと)
場 保健センター
内 ・特定・基本健診
・がん検診(肺・大腸・前立腺・肝炎)など
申 (1) LINE
8月19日(火) 午前9時～
25日(月) 午後5時
(2) 健診Web
8月19日(火) 午前9時～
25日(月) 午後5時
※事前に利用登録が必要です
(3) コールセンター
8月20日(水)～22日(金)
各日午前9時～午後5時
☎0570-077-150
※ナビダイヤルのため、通話料がかかります



問 健康づくり課 ☎43-1990

【国民健康保険】
住民税非課税世帯の入院時食事代の減額制度があります

保険診療で入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められた標準負担額を自己負担します。住民税非課税世帯の方には、申請により食事代が減額になる標準負担額減額認定証を交付しますので、該当する方は申請ください。
◆標準負担額減額認定期間
8月1日(申請月の初日)～令和8年7月31日
◆申請に必要なもの
窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証など)、世帯主と交付対象者のマイナンバーがわかるもの
※現在、標準負担額減額認定証をお持ちの方は持参ください
※標準負担額減額認定証をお持ちの方で、過去12カ月の入院日数が90日を超えている方は、入院日数が確認できるもの(医療機関の領収書など)も持参ください
※別世帯の方が申請する場合は、委任状と窓口に来る方の本人確認ができるものが必要になります



問 保険年金課 ☎45-8124

「10月の乳がん集団検診」予約受付開始

日 10月3日(金)、5日(日)、6日(月)、7日(火)、8日(水)、9日(木)、14日(火)、15日(水)、16日(木)
①午前9時10分 ②午前10時10分
③午後0時55分 ④午後1時55分
場 保健センター
内 マンモグラフィ検査・超音波検査
※年齢によって検査内容が異なります
対 30歳以上の女性
料 1,000円～2,500円
申 (1) 健診Web
8月19日(火) 午前9時～
25日(月) 午後5時
※事前に利用登録が必要です
(2) コールセンター
8月20日(水)～22日(金)
各日午前9時～午後5時
☎0570-077-150
※ナビダイヤルのため、通話料がかかります



問 健康づくり課 ☎43-1990

【国民健康保険】
限度額適用認定の申請を受け付けます

医療費が高額になった場合、限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。月ごとの医療費の支払いが高額になる方は、限度額適用認定証をご利用ください。なお、マイナ保険証で受診した場合は、限度額適用認定証の提示が不要となります。
※国民健康保険税の納付状況や世帯の申告状況などにより、限度額適用認定証を交付できない場合があります

◆限度額適用認定期間
8月1日(申請月の初日)～令和8年7月31日
◆申請に必要なもの
窓口に来る方の本人確認できるもの(運転免許証など)、世帯主と交付対象者のマイナンバーがわかるもの
※現在、限度額適用認定証をお持ちの方は持参ください
※別世帯の方が申請する場合は、委任状と窓口に来る方の本人確認ができるものが必要になります
◆限度額適用認定を受けていない場合でも、同月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、高額療養費として後から支給を受けることができます。該当する世帯には、別途申請案内の通知が届きます。
※保険外診療分および入院したときの食事代などは、高額療養費の対象外です



問 保険年金課 ☎45-8124

児童扶養手当の現況届をご提出ください

児童扶養手当を受けている方は、今後の受給資格要件を確認するために、毎年8月に現況届の提出が必要です。所得制限により手当の支給が停止している方も提出が義務付けられています。
また、2年間現況届を出さないと受給資格喪失となります。対象となる方には7月下旬に通知を送付しますので、同封の現況届などに必要事項を記入のうえ、下記のとおり提出ください。
※児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)に支給される手当です
日 8月4日(月)～15日(金) ※土日祝を除く
午前9時～正午、午後1時～5時
◇夜間受付 8月7日(木) 午後7時まで
◇休日受付 8月17日(日) 午前9時～正午
場 下妻市役所4階 会議室4-1
◆留意事項
・現況届は受給者本人の提出が原則です
・未提出の場合は手当が支給されませんので、必ず期限内に届け出てください
◆ハローワーク下妻の臨時窓口設置
日 8月7日(木) 午前10時～午後3時
(正午～1時を除く)
場 下妻市役所4階 会議室4-1
問 子育て支援課 ☎45-8100



情報公開・個人情報保護制度の実施状況

市では、公正で開かれた市政の推進と個人の権利利益の保護に取り組んでいます。
◆令和6年度実施状況

	公開(開示)請求件数	公開(開示)請求処理件数
情報公開制度	10	10
個人情報保護制度	6	6



問 総務課 ☎43-2116

定額減税調整給付金(不足額給付)

日 8月4日(月)～申請受付開始
【不足額給付Ⅰ】※対象者へ通知(7月下旬頃)
対 当初調整給付(令和6年度給付)の支給額に不足が生じる方
【不足額給付Ⅱ】※対象者へ通知(7月下旬頃)
対 次の①から③のいずれの要件も満たす方
①令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割額ともに定額減税額前の税額が0円である
②青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超のいずれかに該当する
③低所得世帯向け給付の対象でないこと



問 税務課 ☎43-8192

令和7年度 下妻市商工会建設業部会・経済対策事業
住宅改修等補助事業実施

期 7月28日(月)～8月8日(金)
※先着順ではありません。申請額が予算を超えた場合は抽選になります。
※予算額に達しない場合、上記受付期間後は先着順で申請を受け付けます。
対 市民が市内に所有する個人住宅、店舗併用住宅または共同住宅の内、自己の居住の用に供する部分
◆対象工事 リフォーム・増改築・模様替えなど消費税を除く工事費が10万円以上の工事(消耗品の交換、震災修復工事は除く)
※8月1日以降に着工し、翌2月末日までに完成した工事が対象
◆補助金の額 工事費用(税別)の10%
最高10万円(千円未満は切捨て)
◆その他 その他の補助要件については、商工会窓口および商工会ホームページの「補助金申請の手引き」をご覧ください。



問 下妻市商工会本所 ☎43-3412

介護認定(事業対象者・要支援・要介護)を受けている方へ
介護保険負担割合証を発送します

令和7年8月1日～令和8年7月31日の負担割合を記載した介護保険負担割合証を7月中旬に発送します。ご自分の負担割合をご確認いただき、介護サービス事業者等に提示してください。



問 長寿支援課 ☎45-8122

下妻市小学校区単位防災活動事業費補助金
交付制度を新設しました

市内の自治区または自主防災組織が小学校区単位(下妻小学校区にあっては、4つに区分した地区単位も含む)で共同して行う防災訓練、防災講話その他の地域における防災力の強化を目的とした活動に対して、補助対象経費の合計額(限度額20万円)を交付します。
備 申請に際しましては、防災活動事業開始以前に消防防災課にご確認ください。



問 消防防災課 ☎43-8306

個人事業税の納税は便利な口座振替で

口座振替のお申し込みは、8月に県税事務所から送付する納税通知書同封の申込用ハガキで簡単にお手続きができます。(ゆうちょ銀行は除く)
なお、ゆうちょ銀行での口座振替希望(別手続き)の方はお問い合わせください。

問 茨城県筑西県税事務所 ☎0296-24-9184